

佐賀県建設工事入札参加資格業者 様
(とび・土工・コンクリート工事の有資格業者)

建設・技術課長

法面工事における入札参加資格の設定の延長及び現場代理人兼務の取扱いについて

法面工事における入札参加の設定については、県発注の公共工事の計画的かつ円滑な事業の進捗を図るため、下記(1～3及び6)のとおり取扱うよう、令和4年9月21日付け建設技第1676号により通知していたところです。

今後も災害復旧工事を含め対象となる工事の発注が一定程度見込まれることから、下記取扱いの対象期間を延長することとしましたのでお知らせします。

また、法面工事の技術者の数も限りがあることから、現場代理人兼務の取扱いについても、下記4のとおり取り扱うこととします。

今後の発注においては、適切な対応をいただきますようお願いいたします。

記

1. 対象工事

とび・土工・コンクリート工事のうち法面工

2. 地域要件(継続)

県内に建設業法第3条に規定する本店、支店を有する建設業者であること。

なお、支店又は営業所を有するものにあつては、別途定める「法面工事準県内企業①」又は「法面工事準県内企業②」の要件を満たしたものであること。

3. その他要件(継続)

自社施工は義務付けない。

4. 法面工事における現場代理人兼務の取扱い(追加)

兼任する法面工事は、隣接土木事務所管内(再編前の旧管内要件も削除)までの工事とする。

5. 対象期間

令和6年9月30日までに公告される工事

※4. 法面工事における現場代理人兼務の取扱いについては、令和5年9月30日から令和6年9月30日までに公告される工事

6. その他

本通知の対象期間にあつては、「ローカル発注の取組」及び「佐賀県ローカル発注促進要領」についても、本通知の内容に準じて取扱うこと。

- 入札参加資格に関すること
建設・技術課 入札・契約担当
TEL：0952-25-7102（内 2774）

- ローカル発注に関すること
産業政策課 経営担当
TEL：0952-25-7182（内 2199）